

了德寺大学

平成 24 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 25 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

了徳寺大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、了徳寺大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命として提示されている「医療と芸術の融合」という「開学の理念」は医療技術者が伝統芸術を基礎にして人間性を陶冶することを目指した独自のものであり、これに基づいて、学科ごとの教育目的が掲げられ、大学の特色として明示されている。

使命・目的及び教育目的は、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーに概ね適切に反映されている。

大学が掲げる「開学の理念」の具現化と使命・目的及び教育目的の達成に必要な教育研究組織が整備されており、健康科学部看護学科の位置付けは明確である。

「基準2. 学修と教授」について

入学者受入れについては学科ごとの方針が「学生募集要項」やホームページにおいて明示され、周知が図られており、適切な体制のもとで実施されている。

教育目的を踏まえ、教育課程の編成方針を適切に設定し、教育方法の工夫などの検討がなされている。また、学修や授業への支援及び教員の配置・職能開発について、適切な取組みがみられる。

単位認定、卒業認定などは適切に実施され、教育目的の達成状況を点検・評価する取組みが行われている。学生の大学生活充実のためのサポート体制及び学生のニーズなどを把握する仕組みは設けられている。教育目的を達成するために必要な教育環境は、設置基準並びに理学療法士、柔道整復師及び看護師の養成に関わる指定規則上に適合した施設・設備を確保している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

経営規律と誠実性の維持に関し、関連法規を遵守し、適切な運営を行う仕組みが構築されている。理事会の運営は適切になされ、理事長の方針のもとで学長のリーダーシップが発揮される体制が整備されている。

大学の管理運営について、権限と責任を明確にし、理事会と大学執行部の意思疎通が適切に機能している。業務執行体制は、適切な権限の分散と責任の明確化に配慮した組織編制のもと、学長のリーダーシップが発揮され教職員が協働できる体制に整えられている。

財務状況は、開学時より順調に改善し、特に、直近2か年はその成果が表れている。

学校法人会計基準に従って諸規定が設けられ、会計処理は適正に行われている。法人固有の内部監査については規定整備を終え、具体的な実施は今後としている。

「基準4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価の実施は、「学校法人了徳寺大学自己点検・評価に関する規程」に従って、理事会のもとに置かれた「了徳寺大学自己点検・評価委員会」により実施するよう適切な体制を整えている。

大学の自己点検・評価は、毎年度実施される大学評価及び原則として3年ごとに取りまとめられる報告書として定期的に実施される体制が適切にとられている。

総じて、大学の教育・研究は「開学の理念」に沿って適切に組立てられ、学修と教授においても教育方法の工夫及び教職員の職能開発などさまざまな取組みが行われ、適切に運営されている。経営・管理と財務に関しても、全体として適切に運用され、自己点検・評価によって自ら改善努力を払っている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A. 地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学は使命・目的及び教育目的を「開学の理念」及び「教育理念」として具体的に明文化し、公表している。「開学の理念」で示されている「医療と芸術の融合」という概念は、医療技術者が伝統芸術を基礎にして人間性を陶冶することを目指した特色のある概念として評価できる。

「医療と芸術の融合」という概念を学部・学科ごとの教育目標などに具体化するための取組みとして、健康科学部と芸術学部の両学部に「他学部履修科目」を設定し、他学科の授業科目を履修できる仕組みを設けることにより具現化している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

「開学の理念」に沿って、使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映し、大学及び各学科の教育目的が学則に定められ、明示されている。

大学及び各学科の教育目的の内容は、学校教育法第 83 条に照らして、大学として適切な内容を掲げており、とりわけ平成 23(2011)年度に新設された看護学科の位置付けは明確に示されている。

大学を取巻く社会情勢などの変化への対応に関し、必要に応じて学部・学科の改組を行っている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的の策定などにおいて、役員、教職員が関与・参画し理解を深める体制が取られている。

「開学の理念」の周知については、学生便覧、大学案内などに記載されているほか、ホームページには「教育理念」と併せて掲載されている。

大学は使命・目的及び教育目的を検討し改組に取組んできた。「開学の理念」及び教育目的は、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーに概ね反映されている。

「開学の理念」の具現化を目指し、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織が整備されている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

学科ごとのアドミッションポリシーが明確に定められ、「学生募集要項」やホームページに入学受入れ方針が明示され、周知されている。

入学者の受入れは「了徳寺大学入学者選抜規程」に従って入学試験委員会を中心に適切な体制のもと、アドミッションポリシーに沿って公正かつ妥当な独自の 6 種類の入試区分という方法で工夫されている。また、「開発部」の意欲的な活動により受験生の動向が把握されており、入学試験の時期についても工夫されている。

収容定員は全体的に過充足傾向にあるが、AO 入試においても、第一希望を出願要件とし、基礎学力試験が実施されるなど、アドミッションポリシーに沿った入学者を確保する仕組みが作られ、入学者受入れ数の維持に努めている。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的を踏まえ、課程別の教育課程の編成方針を適切に設定し、ホームページに掲載している。

教育課程はカリキュラムポリシーに沿って体系的に科目が配当され、「カリキュラムツリー」として示されている。また、「カリキュラム検討特別委員会」にて各種国家資格の取得に対応した教育課程の改訂など検討が行われている。更に、複数教員配置や少人数科目の設定、学修到達度別クラス、チュートリアル教育など、学生の理解度に配慮した授業形態が工夫されている。

1 年間に履修登録できる単位数の上限は適切に定められ、学修の質を保つ工夫が行われている。なお、教職課程及び認定資格取得に関する単位は CAP 制からは除外されている。また、GPA(Grade Point Average)が 2 期連続で好成績の学生には超過登録を認める制度も付加され、優秀な学生への学修保証を行っている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学生への学修支援及び授業支援に関しては、教職協働のあり方について一層の努力が期待される場所であるが、方針・計画・実施体制は適切に整備・運営されている。オフィスアワーは全ての研究室の扉に明示されるなど、制度は全学的に実施されている。留年者への対応策は組織的に丁寧になされており、国家試験不合格者に対しても特別研究生の制度などが運用され、手厚い教育支援が行われている。また、学生からの意見をくみ上げる方法として、学生が大学に対してメールで意見を述べることのできる制度を整備している。

教員の教育活動を支援するための TA などの活用は、大学院がないこともあり行っていないため、教員への負担増が懸念される場所であり、今後の努力に期待すべき場所であるが、定期的に行われている学科会議などで各教員から教育活動支援への要請を適切にくみ上げる仕組みが存在している。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定及び卒業要件は諸規定に定められ、厳正に適用されている。単位認定については試験のみではなく提出課題などを含む複数の点から総合的な成績評価を行うことをシラバスに明示して厳正な評価を徹底している。

単位制を採用し、進級については要件を設けていないが、各学科の基幹的な専門教育科目には履修要件が設定され、体系的・段階的な履修ができる仕組みを整えている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

学生への社会的・職業的自立の支援については、「進路支援本部会議」での方針決定、そして、「キャリア教育部」「相談指導部」「事務局学生支援課」による指導実践など、教員組織と事務組織の連携がとれる体制を整えている。

芸術、医療系の専門家を養成する大学として、例えば、健康科学部では、資格取得のために必修となる校外実習をインターンシップとして位置付け、専門分野の特色を生かした

キャリア教育が試みられている。

入学前教育として、入学予定者には大学で学ぶ専門教育に必要な基礎的知識を問う課題を与え、入学後には初年次教育プログラムを実施し、学修に進んで取組む動機付けや職業観を養うことに活用されている。

就職・進学に関する支援としては、キャリア支援室を設置し、進路調査、求人票の開示、定期の就職ガイダンスなどを実施するとともに、個別の進路指導にも努めている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

学生を対象として行われる各種アンケート調査、国家試験合格状況、資格取得状況、就職状況などで得られた情報により、教育目的の達成状況を点検・評価する取組みが行われている。

「授業改善委員会」が主管となり行われる「授業改善アンケート」では、アンケートの集計結果や学生からの意見、要望に対して、授業担当者が「リフレクションペーパー」を作成し、次年度の授業計画や準備に活用している。また、「大学生活に関するアンケート」では、学生生活について調査し、その結果は学生の学修状況の把握に役立てている。

健康科学部では、卒業、就職も関わる国家試験受験対策や各種資格取得のための補講が積極的に行われている。受験希望者への適切な指導ができるように「試験対策室」の設置など、合格率アップのためにさまざまな工夫がなされている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生の大学生活をきめ細かに支援するため、学生10人程度に教員1人が担当する「学生支援担任アドバイザー制」を導入している。学生の健康支援については、保健管理センターの保健室と「メンタルサポートセンター」が担い、定期健康診断、健康相談、心的支援、生活相談に対応している。

学生からの意見、要望を把握する手段としては、「学生支援担任アドバイザー」、総務課や学生支援課での受付け、更に、「目安箱メール」というインターネットを活用する方法が

用意されている。

日本学生支援機構奨学金のほか、大学独自の入学試験、学業成績のそれぞれ上位者を対象とする特待生制度、特別研究生を対象とする奨学金制度による学生への経済的な支援を適切に行っている。課外活動において優秀な成績を修めた学生を対象とした奨励金制度も設けられている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

設置基準並びに理学療法士作業療法士学校養成施設、柔道整復師学校養成施設及び保健師助産師看護師学校養成所の各指定規則上における必要専任教員数を満たした専任教員が配置されている。芸術学部において若手教員の割合がやや低い、専任教員の年齢構成などについては、バランスが取れており概ね適切である。

教員の採用・昇任に関する方針、手続きについては「了徳寺大学教員選考規程」に定められており、同規程及び内規に基づき運用されている。また、教授職を除き専任教員の雇用には任期制が導入されている。FD活動をはじめとする教員の資質・能力向上への取組みは、「授業改善委員会」が中心となり立案して取組むなど、活発に行われている。

教養教育では、責任部局として「教養教育センター」が設置されており、「了徳寺大学教養教育センター規程」に従って運用されている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

教育目的を達成するために必要な教育環境は、設置基準並びに理学療法士作業療法士学校養成施設、柔道整復師学校養成施設及び保健師助産師看護師学校養成所の各指定規則上に適合した施設・設備を確保している。バリアフリー環境については、多目的トイレ、誘導用ブロック、点字案内、階段手すりなどを設置し整備している。また、建物の耐震性については、全ての建物が耐震基準に適合している。施設・設備の保守・点検は、専門業者

と委託契約を結ぶなど定期的に行い、安全管理に努めている。

授業については、一部の必修科目について開講数を増やすほか、英語は少人数のクラスを編制するとともに、各学科の実習・演習科目には、複数の担当者を配置するなど、教育効果を高めるためにさまざまな取組みがなされている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

経営の規律と誠実性の維持について、理事長の「経営戦略レポート」の中に経営方針を表明し、「大学憲章」に役員及び教職員の行動指針を定め、組織倫理の浸透を図っている。

大学の使命・目的の実現について、教授会・各種委員会で検証し、学生本位の支援と学生の人格が尊重されるよう運営が行われ、継続的に努力している。

寄附行為、学則、諸規定は学校教育法、私立学校法、設置基準などに基づき制定され、管理運営を行っている。

環境保全、人権、安全について、学生・教職員の健康管理と良好な教育研究環境の保全に配慮し、人権侵害の防止、防火・防災などの諸規定を定め、危機管理体制の整備に努めている。

情報公開についての規定を定め、教育情報をホームページに公表するほか、財務情報については学内に掲示し、閲覧請求に応じ閲覧に供している。

【参考意見】

- 財務情報については、解説の工夫を加えホームページに公開することが望まれる。
- 事業報告書に「財務の状況」を記載することが望まれる。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は定期的開催され、運営は寄附行為に基づき適切になされている。理事の選任は寄附行為に基づき実施され、理事会への出席状況は特定の理事を除き概ね適切である。

原則として理事会で議決しているが、緊急時には理事会に代わり先決することができる機関として、常任理事会が設置されている。

【参考意見】

○理事会の出席状況について、ほとんど出席していない理事がいるので、理事会機能の重要性から適切な対応が望まれる。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の管理運営について、学則に定め、また平成 22(2010)年度に学長・教務部長・学生部長などの職責及び決定事項を規定した「事案決定実施要綱」を制定し、権限と責任を明確にして大学運営を行っている。更に、学長を補佐する機関として「企画会議」を設置し、教学運営の一体化を図っている。

学部長・教務部長・学生部長・学科長などは、「部局長等選任規程」に定め学長の推薦により理事長が選任する。役職を兼務する教員が多いが、「企画会議」で業務を調整し支障なく運営する体制となっている。

学長は、教育に関わる学内意思決定にあたり、学生から大学への要望・相談を受付ける窓口を整備し、くみ上げた要望に配慮している。また、大学の教学運営において基幹となる重要事項ごとに本部組織を設置し、その組織の長として指揮をとっているほか、各種委員会の委員長として意見の取りまとめを主導し、リーダーシップを発揮できる体制を整備している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事会と大学の各管理運営機関の意思疎通を図るため、「合同会議」を設置し適切に機能している。

監事の選任は寄附行為に基づき評議員会の同意を得て理事会が選任し、監事は理事会へ出席し、法人の業務又は財産の状況について意見を述べ、出席率も適切である。評議員会は、寄附行為において諮問機関として位置付けられ、諮問事項に対し理事長へ意見を具申している。また、評議員会は寄附行為に基づき評議員が選任され定期的開催されているが、特定の評議員の出席率が低い状況にある。

大学の管理運営については、学長が「企画会議」で協議し、学則に定める事項は教授会に付している。各委員会は、学長へ意見を具申し、理事長に要望などがある場合は要望書を直接提出している。

【参考意見】

○評議員会の出席状況について、ほとんど出席していない評議員がいるので、適切な対応が望まれる。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

事務局は法人事務と大学事務機能を一体化した組織とし、「事務組織規程」に規定している。教授会は、学則と「教授会規程」に基づき、教授のほか事務局長及び事務局部課長を構成員として運営されている。各種委員会にも事務局職員が委員として参画し、教職員の協働体制が整えられている。各部課には必要な職員が配置され、事務処理の効率化を図るため部課長会議を開催して効果を上げている。

業務執行の管理体制について、教学に関する事務を担当する課には教授が兼務する部長職を置き、附属図書館長、教務部長、学生部長に権限移譲による決定権を付与している。

職員の資質向上のための研修会は、日常業務に関連付けた OJT を中心とした学内研修及び学外研修を組合わせて実施している。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

大学の財務状況は、平成 18(2006)年度の開学より順調に改善している。特に、直近 2 年の消費収支は黒字基調で推移しており、収支バランスが整ってきている。こうした収支改善は、学生生徒等納付金収入を着実に増加させてきたこと、平成 22(2010)年度から経常費補助金を得たこと及び経費削減を推進してきたことの成果である。ただ一方で、教育研究経費比率が低下傾向にあり、この点についての適切な対処を期待したい。

大学は、より安定的な財務基盤の確立のためには「入学定員の確保が最重要課題である」としており、各学科の学生確保に注力するほか、大学院設置についてもその一環として捉え具体的な検討を始める予定である。

外部資金の導入については、地元自治体からの補助金を得ているほか、各教員が個別に科学研究費助成事業の獲得に取り組んでいる。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準に従って「学校法人了徳寺大学経理規程」及び「学校法人了徳寺大学経理規程施行細則」が定められており、日常的な会計処理はこれらに則って適正に行われている。

当初予算と実績とに著しい差異のある科目については補正予算が組まれることになっており、過去には平成 23(2011)年の東日本大震災対応として補正予算が編成されている。

予算及び補正予算編成並びに法定監査は、法令及び寄附行為に定める手順に従って適切に行われている。法人固有の内部監査については規定整備を終えており、具体的な実施は今後予定している。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

「学校法人了徳寺大学自己点検・評価に関する規程」に従って、理事会のもとに置かれた「了徳寺大学自己点検・評価委員会」が、評価を毎年度実施し、原則として3年ごとに報告書として取りまとめることとしており、初回の報告書は平成23(2011)年度に完成している。なお、次回の報告書については平成27(2015)年度完成の予定である。

平成24(2012)年度実施の自己点検・評価では、「開学の理念」のうち地域貢献の側面を重視し、独自の項目として掲げている。今後は「芸術系教科を健康科学部の教育に組み込むこと」及び「地域への貢献とそこでの学生の教育」など、より教育的な観点から「開学の理念」の達成度を自己点検・評価する予定となっている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

関係部局で毎年作成される大学の基本データは総務課で管理されており、自己点検・評価にあたっては、当該データがエビデンスとして活用されている。

「了徳寺大学自己点検・評価委員会」には、「教育研究部会」及び「管理運営部会」が置かれており、更に「教育研究部会」には評価項目ごとにワーキンググループが編制され、データのまとめ、報告書案の作成にあっている。

なお、「平成23年度自己点検・評価報告書」は、大学のホームページで公表されており、学内共有と社会への公表が図られている。

4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

大学は、平成 23(2011)年度に初めての自己点検・評価報告書をまとめ、ようやく点検評価の体制を整えてその結果に基づいた改善を推進する仕組みを確立していく途上にある。

なお、教育改善を目的とした日常的活動については、シラバスによる学修目標の提示やそれに沿った授業の実施、「授業改善アンケート」、それに基づく「リフレクションペーパー」の作成、公開授業といった PDCA サイクルが既に適切に機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域貢献

A-1 大学の人材力による社会への貢献

- A-1-① 公開講座と実技指導
- A-1-② 地域自治体の施策への協力
- A-1-③ 東日本大震災被災地支援
- A-1-④ 教育プログラムの地域との連携

A-2 地域の事業との連携

- A-2-① 地域の保健・医療・福祉の向上に寄与するための連携 —「あんしんマンションライフ」事業との連携—

【概評】

大学は、平成 17(2005)年中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」をもとに大学の社会貢献を教育・研究に次ぐ大学の「第三の使命」と捉え、開学以来、多くの社会貢献活動を行っている。具体的には、公開講座、小学校における美術の実技指導、柔道クラブによる柔道教室を実施している。

また、浦安市の事業である「うらやす市民大学」、中央公民館主催の市民講座、市川市教育委員会が主催する部活動などの地域指導者を対象とした研修会へ教員が委員・講師などとして参加するほか、健康・福祉事業として健康フェア浦安、浦安市特定健康診査、高齢者介護事業、東京ベイ浦安シティマラソン、市の防犯活動に教員及び学生が参加している。更に、浦安住宅管理組合連合会との「地域友好協力に関する協定書」に関わる取組みも行われている。

地元地域への貢献活動のほかにも東日本大震災被災地支援事業として、岩手県釜石市平田の仮設団地「ママハウス」への遠隔支援を行い、妊産婦ケア及び母子支援活動に対して、健康科学部看護学科所属の教授が当初より協力を行っている。

いずれの取組みも医療系大学の特徴を生かした地域貢献であり、更に学生や教員の参加があることから、社会教育と社会貢献が融合し得る取組みであり評価できる。

また、地域との連携事業として「あんしんマンションライフ事業」を展開し、教員と学

了徳寺大学

生が地域住民同士の交流、独居高齢者の安否確認、健康相談などの活動を中心に携わっている。大学は実行委員会と協議の上、活動計画の作成にも協力している。地域にとっては安心な生活を送る上でのメリットとなり、大学教育にとっては、本事業を看護師・保健師活動の現地体験の場とすることにより、実習・事業運営活動の経験などを学生に提供する機会ともなっている。

